

## 「外国為替及び外国貿易法」への対応について

当組合では、「外国為替及び外国貿易法」(以下、「外為法」といいます。)に基づく経済制裁措置に対応するため、外為法第 17 条の規定によりお客様のお取引が外為法の規制対象取引に該当しないこと(もしくは、当局から許可を受けていること)を確認することが義務づけられております。

つきましては、お客様のお取引に関しまして、当組合の職員が外為法に基づく確認をさせていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

主な規制対象取引は、以下のとおりです。

(1)外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者との取引

※具体的な対象者は、[財務省のホームページ](#)をご参照ください。

(2)北朝鮮の「貿易に関する支払規制」に該当する取引

北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

(3)北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」に該当する取引

最終的な資金の受取人および受取人の実質的支配者の中に北朝鮮居住者(個人・法人)が含まれる支払(人道目的かつ 10 万円以下の場合を除く)

(4)北朝鮮の「資金用途規制」に該当する取引

「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

(5)イランの「資金用途規制」に該当する取引

「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

(6)ウクライナ情勢をめぐる「経済制裁措置」に係る支払等に該当する取引

- ・特定の個人・団体等(※)の資産凍結等の経済制裁対象者との取引
- ・ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の取得等に係るもの
- ・ロシア・ベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出に係るもの
- ・ロシア・ベラルーシ向け特定技術の提供、特定団体への技術提供に係るもの、ロシア向け特定サービスの提供に係るもの
- ・ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資に係るもの
- ・ロシア法人等により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係るもの

※特定の団体等となるロシア・ベラルーシの団体(ロシア中央銀行を除く)については、当該団体により株式の総数または出資の総額の 50%以上を直接所有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く)も資産凍結等の措置の対象

～～ お客様へのお願い ～～

上記(1)～(6)の規制対象取引に該当しないこと(もしくは、当局から許可を得ていること)をご確認のうえ、お取引をご依頼いただきますようお願い申し上げます。

ご依頼の際にはお取引目的を申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(国名)をあわせてご申告下さい。

その他、詳細につきましては、財務省・経済産業省のホームページをご参照ください。

以上